

●住民税(均等割及び所得割)非課税・森林環境税(国税)非課税

1. 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の者
2. 生活保護法の規定による『生活扶助』を受けている者(申請が必要)
3. 前年の合計所得金額が、28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下の者

$$28\text{万円} \times (\text{扶養親族} + 1) + 10\text{万円} \quad \underline{+ 16万8,000円}$$

本人 扶養親族がいる場合の加算分

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	...
非課税となる 合計所得金額	38万円	82.8万円	110.8万円	138.8万円	...

合計所得金額 … 純損失又は雑損失の繰越控除前の金額

●所得割非課税

1. 総所得金額等よりも所得控除額の方が大きい者
2. 前年の総所得金額等が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は、当該金額に32万円を加算した金額)以下の者

$$35\text{万円} \times (\text{扶養親族} + 1) + 10\text{万円} \quad \underline{+ 32万円}$$

本人 扶養親族がいる場合の加算分

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	...
所得割非課税 となる 合計所得金額等	45万円	112万円	147万円	182万円	...

総所得金額等 … 純損失又は雑損失の繰越控除後の金額